

令和 6 年度

家庭教育支援施策の実施状況について

令和 7 年 1 0 月
群 馬 県

この「令和6年度家庭教育支援施策の実施状況について」は、ぐんまの家庭教育
応援条例第18条の規定に基づくものである。

施策の取りまとめにあたっては、同条例第11条から第16条の規定に沿って、
令和6年度の施策の実施状況について整理した。

ぐんまの家庭教育応援条例（抄）

（年次報告）

第18条 知事は、施策の実施状況を議会に報告し、公表する。

家庭教育支援施策の実施状況一覧

1 親としての学びの支援（第 11 条関係） 8 施策

- ①ぐんまの子どものためのルールブック 50 配布等（（教）総務課）
- ②ワクワク子育てトークン普及・実践（生涯学習課）
- ③職場内家庭教育研修会（生涯学習課）
- ④親子体験活動（生涯学習課（青少年自然の家））
- ⑤ぐんまいいきいきチャレンジ（生涯学習課（青少年自然の家））
- ⑥保育アドバイザーの派遣（総合教育センター）
- ⑦ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング 出前なんでも講座
(児童福祉課)
- ⑧ぐんまオリジナル食育教材普及（健康長寿社会づくり推進課）

2 親になるための学びの支援（第 12 条関係） 6 施策

- ⑨ワクワク子育てトークン普及・実践（生涯学習課）〔再掲〕
- ⑩保育アドバイザーの派遣（総合教育センター）〔再掲〕
- ⑪ライフデザイン支援事業（生活こども課）
- ⑫「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール（私学・青少年課）
- ⑬思春期保健対策（児童福祉課）
- ⑭若い世代食育推進協議会（健康長寿社会づくり推進課）

3 人材養成等（第 13 条関係） 10 施策

- ⑮就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン（義務教育課）
- ⑯地区別 P T A 指導者研修会（生涯学習課（各教育事務所））
- ⑰タヤけ保育研修会（総合教育センター）
- ⑱家庭教育支援者養成講座（生涯学習センター）
- ⑲ワクワク子育てトークンファシリテーター養成講座（生涯学習センター）
- ⑳家庭教育支援幼児安全セミナー（生涯学習センター）
- ㉑母子保健教育研修（児童福祉課）
- ㉒虐待予防のための子育て人材育成支援（児童福祉課）
- ㉓子育て講座(ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング)トレーナー養成講座
(児童福祉課)
- ㉔イクボス養成塾（労働政策課）

4 連携した活動の促進（第 14 条関係） 9 施策

- ②⑤家庭教育支援チーム等連携推進事業（生涯学習課）
- ②⑥地区別家庭教育支援連携会議（生涯学習課（各教育事務所））
- ②⑦地区別家庭教育支援連携推進事業（生涯学習課（各教育事務所））
- ②⑧家庭教育支援担当者等研修会（生涯学習課）
- ②⑨学校・家庭・地域連携協力推進事業（国庫補助事業）
（こども・子育て支援課、生涯学習課）
- ③⑩家庭教育支援チームの支援（生涯学習課）
- ③⑪放課後児童クラブ（こども・子育て支援課）
- ③⑫地域食育推進連携促進事業（健康長寿社会づくり推進課）
- ③⑬群馬県いきいき G カンパニー認証制度（労働政策課）

5 相談体制の充実等（第 15 条関係） 6 施策

- ③④児童生徒の心のケアシステム推進（義務教育課）
- ③⑤学びと家庭のサポート（義務教育課）
- ③⑥青少年自立・再学習支援事業（生涯学習課）
- ③⑦地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（生涯学習課）
- ③⑧心と学びのサポートセンター「つなぐん」（総合教育センター）
- ③⑨こどもホットライン 24（児童福祉課）

6 広報及び啓発（第 16 条関係） 6 施策

- ④⑩ぐんまの子どものためのルールブック 50 の配布等（（教）総務課）〔再掲〕
- ④⑪ぐんまの家庭教育応援条例普及啓発（生涯学習課）
- ④⑫家庭教育支援普及・啓発資料配布（生涯学習課）
- ④⑬群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」（生活こども課）
- ④⑭「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール（私学・青少年課）〔再掲〕
- ④⑮県内の子ども居場所・市町村の家庭教育支援事業等に関する調査
（こども・子育て支援課、生涯学習課）

（4 部局 13 所属 45 施策）

1 親としての学びの支援＜第 1 1 条関係＞

県の役割	
- 県は、親としての学びを支援するための方法の情報収集、研究及び普及を図る。 - 県は、親としての学びの学習機会を提供するとともに、関係者の取組を支援する。	
主な実施内容	課題と今後の方向
「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座「ワクワク子育てトークン」を、県内の学校、公民館等で 130 回実施し、4,643 人が参加した。（説明・資料配付含む） - 幼稚園等に保育アドバイザーを 81 回派遣し、研修の参加者は 2,713 人だった。	- 全ての親の学びを支援していくために、進行役であるファシリテーターを養成し活用するとともに、「ぐんまの親の学びプログラム」を更新し、「ワクワク子育てトークン」の充実を図る。 - 今後も子育て世代の親に対する切れ目のない支援を目指し、関係部局間で連携しながら、それぞれの事業を継続していく。

事業名	①ぐんまの子どものためのルールブック 50 配布等
担当所属	教育委員会 総務課
決算額	0 千円

＜事業概要＞

公共心や思いやりを育むために、子どもが具体的に実行できるルールを 50 にまとめ、家庭・地域・学校での活用を促進する。

＜実施状況＞

- 県民センターでの有償配布 104 部。
- 「ぐんまの子どものためのルールブック 50」のデータを県ホームページにて公開。

事業名	②ワクワク子育てトークン普及・実践
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0 千円

＜事業概要＞

親子の関わり方や親としての心構えなどの気づきや親同士のつながりづくりのためのツールである「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座を、「ワクワク子育てトークン」として実施し、幅広く普及・実践する。（説明・資料配付含む）

＜実施状況＞

	実施回数（回）	参加者数（人）
(1) 保護者向け	73	3,779
(2) 中学生向け	1	70
(3) 高校・大学生向け	5	19
(4) 行政関係者向け	51	775
合 計	130	4,643

※太枠内は「親としての学びの支援」対象者

事業名	③職場内家庭教育研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0 千円

<事業概要>

群馬県いきいき G カンパニー認証企業に対し、職場内家庭教育研修会の講師を派遣し、企業等における家庭教育支援の取組を促進する。

<実施状況>

- ・開催回数 1 回
- ・参加者数 1 6 人

事業名	④親子体験活動
担当所属	教育委員会 生涯学習課（青少年自然の家）
決算額	2 7 6 千円

<事業概要>

自然体験や生活体験等様々な体験活動を通して、子どもたちの感受性や自主性、社会性をはぐくむとともに、親子での協働作業や共通体験により、親子の「きずな」を深める。

<実施状況>

- ・開催回数 全 6 回
- ・参加者数 1 1 8 人

事業名	⑤ぐんまいいきいきチャレンジ
担当所属	教育委員会 生涯学習課（青少年自然の家）
決算額	1 1 6 千円

<事業概要>

様々な要因により社会とうまく関われない青少年に、自然体験や生活文化体験等の様々な機会を提供し、忍耐力や協調性、社会性を育み、青少年の自立を支援する。

参加した青少年の保護者に対し、交流会や情報交換の場を設けるとともに、必要に応じてカウンセリング等による心のケアを行い、家庭の教育力の向上を図る。

<実施状況>

- ・開催回数 全 1 0 回
- ・参加者数 3 4 5 人

事業名	⑥保育アドバイザーの派遣
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	283千円

<事業概要>

幼稚園・保育所等からの要請に応じて、保育アドバイザーが出向いて保育者等に向けて研修を実施する。

<実施状況>

派遣先		幼稚園	こども園	保育所	小学校	行政関係	その他	合計
派遣回数(回)		22	11	8	11	16	13	81
参加者(人)	教職員	277	118	2	56	173	253	879
	保育士	36	25	147	0	35	305	548
	保護者	145	304	50	342	133	67	1041
	子育て支援者	4	0	12	1	50	45	112
	幼児	45	39	0	0	31	18	133
	児童生徒	0	0	0	0	0	0	0
	合計	507	486	211	399	422	688	2,713

事業名	⑦ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング 出前なんでも講座
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	0千円

<事業概要>

良好な親子関係を築き、保護者の子育てによるストレスを軽減し、児童虐待の未然防止を図るため、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」の保護者等向けの出前なんでも講座を実施する。

<実施状況>

- ・回数 1回
- ・受講人数 15人

事業名	⑧ぐんまオリジナル食育教材普及
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	259千円

<事業概要>

多くの県民に食育を実践してもらうために、家庭、教育機関、職域、地域等で、楽しく簡単に実践できる食育教材の普及を図る。

<実施状況>

- ・本県オリジナル食育教材の無料貸し出し。
- ・「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」(販売用)を作成し、県民センター、イオン高崎店、紀伊國屋書店前橋店、煥乎堂前橋本店で販売。

2 親になるための学びの支援＜第 1 2 条関係＞

県の役割	
- 県は、親になるための学びを支援するための方法の情報収集、研究及び普及を図る。 - 県は、親になるための学びの学習機会を提供するとともに、関係者の取組を支援する。	
主な実施内容	課題と今後の方向
- これから親となる世代である高校生や大学生を対象に「ワクワク子育てトークング」を実施するとともに、資料を配付し説明を行った。 - 思春期世代の若者たちへ、生涯を通じた健康や性に関する正しい知識を普及啓発し、自身のライフデザイン等について考える機会を提供した。 - 幼稚園等に保育アドバイザーを 8 1 回派遣し、研修の参加者は 2, 7 1 3 人だった。	- これから親となる世代を対象とした「ワクワク子育てトークング」の実施を推進するとともに、大学等と連携し親になるための学びを支援する。 - ライフデザインに関わる事業において、親としての心構えを学ぶ機会をさらに充実させる。

事業名	②ワクワク子育てトークング普及・実践
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0 千円

＜事業概要＞

親子の関わり方や親としての心構えなどの気づきや親同士のつながりづくりのためのツールである「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座を、「ワクワク子育てトークング」として実施し、幅広く普及・実践する。（説明・資料配付含む）

＜実施状況＞

	実施回数（回）	参加者数（人）
(1) 保護者向け	7 3	3, 7 7 9
(2) 中学生向け	1	7 0
(3) 高校・大学生向け	5	1 9
(4) 行政関係者向け	5 1	7 7 5
合 計	1 3 0	4, 6 4 3

※太枠内は「親としての学びの支援」対象者

事業名	⑩保育アドバイザーの派遣〔再掲〕
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	283千円

<事業概要>

幼稚園・保育所等からの要請に応じて、保育アドバイザーが出向いて保育者等に向けて研修を実施する。小学校においては、保護者及び児童を対象に、学校行事において研修を実施する。

<実施状況>

派遣先		幼稚園	こども園	保育所	小学校	行政関係	その他	合計
派遣回数（回）		22	11	8	11	16	13	81
参加者（人）	教職員	277	118	2	56	173	253	879
	保育士	36	25	147	0	35	305	548
	保護者	145	304	50	342	133	67	1041
	子育て支援者	4	0	12	1	50	45	112
	幼児	45	39	0	0	31	18	133
	児童生徒	0	0	0	0	0	0	0
	合計	507	486	211	399	422	688	2,713

事業名	⑪ライフデザイン支援事業
担当所属	生活こども部 生活こども課
決算額	3,867千円

<事業概要>

高校生や大学生等に、家族形成を含めた人生設計を考える機会を提供することで、若者がキャリア形成や結婚、出産、子育てなどの将来を主体的に選択でき、また、思い描く未来を実現できるようになることを目指す。

<実施状況>

(1)若者のライフデザイン応援プロジェクト事業

令和4年度に制作したライフデザイン参考書「LIFE100」と連動した資料集制作プロジェクトを実施し、群馬にゆかりのある50人の多様な生き方を紹介する「LIFE100 Real Report 2025」を制作。

- ・企画・編集等に携わった大学生等 12人

(2)高大連携ライフデザイン支援強化事業

高校・大学生を対象に、将来設計を主体的に考える力を育む集中講義を開催。講義の様子はダイジェスト動画としてまとめ、県内の高校や大学へ発信。

- ・実施日：令和6年8月8日・9日
- ・参加者数：12人

(3)高校、大学、新社会人を対象とした「出前なんでも講座」実施

「人口減少問題」や「少子化」についての現状や今後の見通しを学びつつ、就職や結婚・子育てなどの自らの人生設計を考えるセミナーを実施。

- ・実施回数 1回（県立玉村高等学校）

事業名	⑫「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール
担当所属	生活こども部 私学・青少年課
決算額	263千円

<事業概要>

毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。

<実施状況>

- ・絵画・ポスターの部と標語の部の募集をし、絵画・ポスターの部415点、標語の部3,930点の計4,345点の応募があった。
- ・令和6年12月13日～17日まで県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。

事業名	⑬思春期保健対策
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	4,000千円

<事業概要>

思春期世代の若者たちへ、妊娠・出産や妊孕性を含めた生涯を通じた健康や性に関する正しい知識を普及啓発し、自身のライフデザインや生涯を通じた健康について考える機会を提供する（GUNMA “Love Myself” プロジェクト）の他、各種相談窓口を周知した。

<実施状況>

(1)GUNMA “Love Myself” プロジェクト

探究学習を通し、健康や性に関する正しい知識を学び、リーフレットを制作。

思春期の同世代に向けてリーフレットを配布するとともに、SNS等で発信した。

- ・参加者数 県内高校生 4人

(2)相談窓口の周知

- ・県内中学校・高等学校の全生徒へ相談窓口の案内カードを配布した。

事業名	⑭若い世代食育推進協議会
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	278千円

<事業概要>

若い世代に関わる関係機関等が協働・連携し、若い世代に対する食育推進について検討・協議をする。大学生の食に関する実態調査を実施する。

<実施状況>

(1) 協議会

- ・開催回数 1回（5月22日）
- ・参加者数 24人（県内大学の教員及び大学生）

(2) 若い世代への食育実践活動

- ・開催回数 5回（群馬大学、高崎健康福祉大学、桐生大学、共愛学園前橋国際大学短期大学部、東日本栄養医薬専門学校、群馬調理師専門学校）
- ・内容 動画制作、啓発

(3) 大学生への食に関する実態調査の実施

3 人材養成等＜第 13 条関係＞

県の役割	
県は、大学等と連携し、家庭教育支援の人材養成、資質向上に努めるとともに、関係者相互の連携を推進する。	
主な実施内容	課題と今後の方向
- 家庭教育支援者養成講座を実施し、地域において家庭教育支援の核となる人材を養成した。 - 子育て支援関係者の資質向上のための研修を各部局において実施した。 - 子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」）トレーナー養成講座の充実に向けて、意見交換会等を行ったほか、同講座を指導するトレーナーを養成した。	- 今後も地域における家庭教育支援の核となる人材を養成し、身近な相談相手として保護者に寄り添う家庭教育支援チームの結成を働きかけていく。 「ワクワク子育てトーク」をより多くの機会に実施できるよう、ファシリテーター養成と活動機会の提供を実施する。 - 子育て支援に関する人材育成の事業を今後も継続して実施していく。

事業名	⑮就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	18千円

＜事業概要＞

「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」を活用・推進していくための会議を行い、本県の幼児期の教育及び保育のさらなる充実を図る。

＜実施状況＞

- 開催日 推進会議（年1回）
2月21日
- 参加者 推進委員（11人）
大学教授、幼稚園長、保育所長、小学校長、
関係課長、県幼児教育センター長、義務教育課長

事業名	⑯地区別PTA指導者研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	163千円

＜事業概要＞

地域におけるPTA活動を振興するため、単位PTAの新役員を主な対象として、PTA活動のあり方や青少年の健全育成を図るための地域活動のあり方等についての研修を教育事務所毎に実施する。

＜実施状況＞

- 開催日 中部6月29日（参集・オンライン）、吾妻6月28日、利根5月25日、
東部6月15日、西部 動画配信（7月～8月）
- 参加者・動画視聴者数 429人

事業名	⑰タヤけ保育研修会
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	20千円

<事業概要>

幼児期の教育の充実を図るため、幼児教育施設、小学校、特別支援学校等の教職員、子育て支援者を対象に、幼児教育や家庭教育、幼保こ小の連携・接続をめぐる課題解決のための研修を実施する。

<実施状況>

- ・開催日 全6回（オンライン）
6月21日、8月28日、9月4日、10月17日、11月15日、
12月27日
- ・参加者数 179人

事業名	⑱家庭教育支援者養成講座
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	257千円

<事業概要>

地域で家庭教育支援の取組を広げるため、家庭教育支援の概要や実践のための知識・技能の習得にかかる研修を行い、家庭教育支援の核となる人材を養成する。

<実施状況>

- ・開催日 8月22日、9月6日、9月27日、10月9日、10月17日
- ・参加者数 212人

事業名	⑲ワクワク子育てトークングファシリテーター養成講座
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	8千円

<事業概要>

親の学びプログラムのファシリテーター（進行役）としての知識や技能等について研修を行い、各地域においてファシリテーターとして活躍できる人材を養成する。

<実施状況>

- ・開催日 基礎編6月19日、ステップアップ編6月26日
- ・参加者数 47人

事業名	㊫家庭教育支援幼児安全セミナー
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	0 千円

<事業概要>

子育て支援に係る関係者や子育て中の親が、幼児の緊急時における基本的な知識や技術を体得する。医務課との連携事業。

<実施状況>

- ・開催日 6月22日
- ・参加者数 35人（参集19人 オンライン16人）

事業名	㊫母子保健関係職員研修
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	256 千円

<事業概要>

母子保健に関する各種研修会等を通じて関係者の知識・技術の向上を図り、妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化をする。

<実施状況>

- ・開催場所 ぐんま男女共同参画センター研修室ほか
- ・参加者 各市町村母子保健担当者等 326人

事業名	㊫虐待予防のための子育て人材育成支援
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	2,584 千円

<事業概要>

児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため、児童相談所職員や市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者等の子育て支援関係者に対する研修等を行う。

<実施状況>

(1) 児童福祉司任用前講習会兼児童福祉司任用資格認定等研修

- ・開催日 9月24日～10月30日までの計5回
- ・修了者数 任用前研修 5人 児童福祉司任用資格認定等研修：15人

(2) 児童福祉司任用後研修

- ・開催日 2月13日～3月10日までの計5回
- ・修了者数 7人

(3) 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

- ・開催日 9月24日～10月30日までの計5回
- ・修了者数 7人

事業名	㊸ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング トレーナー養成講座
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	164千円

<事業概要>

良好な親子関係を築き、保護者の子育てによるストレスを軽減し、児童虐待の未然防止を図るための「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」で指導するトレーナーを養成する。

<実施状況>

- ・開催時期 6月、7月、8月、9月、10月、11月（計6回）
- ・対象 市町村職員等
- ・修了者 41人

事業名	㊹イクボス養成塾
担当所属	産業経済部 労働政策課
決算額	4,257千円

<事業概要>

従業員や部下のワーク・ライフ・バランスに配慮できる上司を意味するイクボスを養成するためイクボス養成塾を開催し、男女ともに仕事と家庭を両立しながら、働きやすい職場環境の整備を推進する。（魅力ある職場づくり事業に包含し実施）

<実施状況>

- ・開催回数 1回
- ・日程 9月26日
- ・開催会場 群馬県庁292会議室
- ・内容 経営のアクセルに変える！「男性育休」導入の秘訣
男性育休導入企業事例及び経験者体験談紹介
- ・参加者数 18人

4 連携した活動の促進＜第 14 条関係＞

県の役割	
県は、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者等の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図る。	
主な実施内容	課題と今後の方向
- 県内の家庭教育支援チーム等、家庭教育支援者や行政関係者による情報交換や協議、研修を通して、関係者相互の連携の推進を図るため家庭教育支援チーム等連携推進事業を実施した。 - 学校、地域住民、地域団体、行政等が相互に連携するための地区別家庭教育支援連携会議及び連携推進事業を実施した。 - 市町村と連携し、家庭教育支援チームの結成及び活動を支援した。 - 関係部局や市町村と連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりの取組を県内全域で実施した。	- 関係部局や市町村との連携のもと、家庭教育支援に対して共通の認識をもち、社会全体で家庭教育を支えていく気運を高めていく。 - 学校、地域住民、地域団体、行政等の連携をさらに推進するための事業の見直しを図りながら継続的に実施する。

事業名	㊸家庭教育支援チーム等連携推進事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

＜事業概要＞

県内の家庭教育支援チーム関係者、家庭教育支援団体関係者、家庭教育支援者養成講座受講者、行政関係者を対象に、支援チームの活動紹介と情報交換会を開催し、家庭教育支援チームを主とした家庭教育支援者や行政関係者相互の連携の推進を図る。

＜実施状況＞

- 開催日 1月31日
- 参加者数 39人

事業名	㉔地区別家庭教育支援連携会議
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	64千円

<事業概要>

保護者、学校、地域活動団体、事業者等の関係者が、家庭教育の重要性を再認識するとともに、各地区における家庭教育支援の体制を整備し、各団体等の連携した取組を推進する。

<実施状況>

- ・開催日
中部7月17日、西部7月12日、1月16日、吾妻7月4日
利根6月22日、東部1月22日
- ・参加者数 126人

事業名	㉕地区別家庭教育支援連携推進事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	100千円

<事業概要>

教育事務所がつなぎ役となり、市町村教育委員会、各団体等と連携して、家庭教育支援をテーマとした事業を実施することにより、各地区における家庭教育支援の体制を整備し各団体等の連携した取組の推進を図る。

<実施状況>

- ・開催日
中部10月31日
西部（5月～2月）
吾妻7月9日、9月26日、10月22日、11月26日、2月10日、2月17日、
3月11日、3月17日、3月24日
利根4月30日、7月2日、7月20日
東部10月26日
- ・参加者数 1096人

事業名	㉖家庭教育支援担当者等研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	27千円

<事業概要>

市町村及び教育事務所担当者等を対象に講演、協議等を行い、市町村における家庭教育支援施策の充実を図る。

<実施状況>

- ・開催日 5月22日
- ・参加者数 34人

事業名	㊹学校・家庭・地域連携協力推進事業（国庫補助事業）
担当所属	生活こども部 こども・子育て支援課、教育委員会 生涯学習課
決算額	11,945千円

<事業概要>

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。

<実施状況>

- ・体制構築の推進 15市町村
- ・放課後子ども教室 26市町村・221教室（中核市を含む）
- ・地域未来塾 7市町村26教室（中核市を含む）
- ・その他の学習支援・体験活動 3市町村
- ・地域における家庭教育支援基盤構築事業 2村2チーム

事業名	㊺家庭教育支援チームの支援
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

地域で、保護者への寄り添い支援、つながり支援などを行う「家庭教育支援チーム」結成及び活動を支援する。

<実施状況>

- ・県内登録数 15団体（7市、2村）
- ・文部科学大臣表彰 4団体受賞（H29、R1、R3、R5、に1団体ずつ受賞）

事業名	㊻放課後児童クラブ
担当所属	生活こども部 こども・子育て支援課
決算額	2,159,325千円

<事業概要>

昼間家庭に保護者のいない小学生を放課後や授業の休業日（長期休暇期間等）に預かり、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図れるよう市町村が実施する事業を支援する。

<実施状況>

- ・実施市町村 34市町村
- ・クラブ数 579クラブ（支援の単位数：732単位）※令和6年5月1日現在

事業名	㊼地域食育推進連携促進事業
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	222千円

<事業概要>

県内を5ブロックに分け、各地域の食育に関わる多様な関係者が、地域の特性に応じた食育推進のための課題等について協議、検討を行う「地域食育推進ネットワーク会議」を開催し、検討結果に基づく連携事業を実施する。

<実施状況>

- ・中部 7月 1日
- ・西部 7月11日
- ・吾妻 9月 4日
- ・利根沼田 9月 2日
- ・東部 7月10日

事業名	㊽群馬県いきいきGカンパニー認証制度
担当所属	産業経済部 労働政策課
決算額	247千円

<事業概要>

育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に先導的に取組を進めようとしている企業を認証することで、こうした取組を応援し、男性・女性を問わずすべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推進するとともに企業の活性化を図り、県経済に活力を与える。

<実施状況>

- ・ベーシック認証企業 761社
- ・ゴールド認証企業 241社

5 相談体制の充実等＜第 15 条関係＞

県の役割	
県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応じるために、相談体制の整備及び充実、窓口の周知等、必要な施策を実施する。	
主な実施内容	課題と今後の方向
- 子育てに関する相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談など、幼児期から高校までの各年代における保護者のニーズに応じた相談を実施した。 - 福祉面からの支援を充実させるため、派遣型スクールソーシャルワーカーを 4 教育事務所に継続配置した。 - 巡回型スクールソーシャルワーカーをすべての教育事務所に継続配置した。 - 高校中退者や中学卒業後進路未決定者を対象とした学習相談や学習支援を、保護者への相談支援も含め実施した。 - 学校に係るワンストップ相談窓口「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」により、18 歳までの子どもとその保護者、教職員からの相談に対応した。また、子どもを支える家族が元気でいられるように、不登校児童生徒の保護者を対象に保護者同士のつながりを作る会を実施した。 「つなぐんオンラインサポート『つなサポ』」により、原則 30 日以上学校に通学できていない状態が続く県内の小・中・高・特・中等・義務教育 学校に在籍する児童生徒に対し支援を行った。	- 家庭教育や子育てに関してより相談しやすくなるよう、広く一般県民に向けて周知するとともに、相談体制をさらに強化していく。 - 令和 6 年 4 月に開設した「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」では、ワンストップでいつでも相談できる体制を整えたことで、昼夜を問わず県民からの相談に対応できている。引き続き、養育や学校・園での生活に係る相談等に適切に対応していく。 - 令和 6 年 6 月に開設した「つなぐんオンラインサポート『つなサポ』」では、様々な事情で学びの場につながりがもてていない児童生徒に学習や相談、コミュニケーションの機会を提供できている。 - 不登校児童生徒の保護者を対象にした親の会は参加者から好評を得た。今後は「保護者のための相談・学びの場」として、個別相談だけでなくテキストを用いた勉強会や職員が出向いて保護者同士のつながりを作る会を実施するなど、保護者支援を更に充実させていく。

事業名	㊤児童生徒の心のケアシステム推進
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	253,985 千円

＜事業概要＞

スクールカウンセラーを県内全公立小中学校に配置し、校内の教育相談体制の充実を図る。

＜実施状況＞

県内全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置（小学校 299 校、中学校 149 校）

事業名	㊸学びと家庭のサポート
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	17,647千円

<事業概要>

スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、児童生徒が置かれている環境に働きかけて、主に福祉面からの支援を行う。

<実施状況>

- ・各市町村教育委員会からの派遣要請に対応できる6人の派遣型スクールソーシャルワーカーを県内4教育事務所に配置
- ・70の指定中学校区を定期的に支援する32人の巡回型スクールソーシャルワーカーを県内すべての教育事務所に配置

事業名	㊹青少年自立・再学習支援事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	5,000千円

<事業概要>

不登校等、様々な悩みを抱える青少年や、いわゆる「ひきこもり」や「ニート」状態にある青少年及びそれらの保護者等を対象とする、相談活動及び体験活動を通じての自立支援を行う。

また、高校中退者等の再学習のための相談及び各種情報の収集・提供を行う。

<実施状況>

- ・相談等延べ回数 745回
- ・体験活動実施人数 18人（延べ26人）
- ・進路相談会の開催 2回（38組）

事業名	㊺地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	2,807千円

<事業概要>

保護者への相談支援も含め、高校中退者や中学卒業後進路未決定者を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を行う。

<実施状況>

- ・学習相談

電話・メール	延べ103人	
面談	延べ140人	計 延べ243人
- ・学習支援

学習支援日	計60日	
参加実人数	13人（延べ73人）	

事業名	㊸「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	31,215千円

<事業概要>

学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学等について、18歳までの子どもとその保護者、教職員からの相談に対応する。また、保護者同士のつながりを作る場を保護者支援として実施する。

<実施状況>

・相談方法

電話相談 来所相談 メール相談 オンライン相談（中高生）

・相談件数

「つなぐん」相談対応件数 2,573件（「教職員のための相談窓口」件数を除く）

※相談件数は令和7年3月末現在で延べ件数（問い合わせ・無言等を除く）

事業名	㊹こどもホットライン24
担当所属	生活こども部 児童福祉課
決算額	14,125千円

<事業概要>

18歳未満の子どもに関する電話相談を行う。

<実施状況>

・相談時間 24時間対応

・相談件数 2,907件

6 広報及び啓発<第16条関係>

県の役割	
・ 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う。 ・ 県は、保護者の役割及び社会全体で家庭教育を支援することの重要性等の啓発を行う。	
主な実施内容	課題と今後の方向
・ ぐんまの家庭教育応援条例普及・啓発チラシや家庭教育支援普及・啓発リーフレット等の配布により、県民に対して家庭教育支援に関する取組について周知を図った。 ・ 子育て情報や青少年の健全育成情報等を提供する群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」の運営では、約８８万回の閲覧があった。 ・ 県内の各市町村における家庭教育支援事業の実施状況に関する調査を実施し、結果を研修会等で提供した。	・ 条例は、家庭教育支援の考え方の基礎になる部分であるので、今後もあらゆる機会を活用して周知を図り、企業、関係団体、県民の理解を一層深めていく。 ・ 家庭教育支援に関する調査を実施し、今後の施策に生かしていく。

事業名	④⑩ぐんまの子どものためのルールブック５０配布等
担当所属	教育委員会 総務課
決算額	０千円

<事業概要>

公共心や思いやりを育むために、子どもが具体的に実行できるルールを５０にまとめ、家庭・地域・学校での活用を促進する。

<実施状況>

- ・ 県民センターでの有償配布 １０４部。
- ・ 「ぐんまの子どものためのルールブック５０」のデータを県ホームページにて公開。

事業名	④⑪ぐんまの家庭教育応援条例普及・啓発
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	０千円

<事業概要>

家庭教育支援条例策定の趣旨等について、市町村、各教育機関、保護者、事業所等にリーフレットを配布する等、広く周知を図り、社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成する。

<実施状況>

- ・ 配布先 県教委主催事業の参加者及び各教育事務所、県生涯学習センター

事業名	④⑫家庭教育支援普及・啓発資料配布
-----	-------------------

担 当 所 属	教育委員会 生涯学習課
決 算 額	0 千円

<事業概要>

家庭教育支援に係る取組を紹介する資料を配布し、市町村、各教育機関、保護者、事業所等に広く周知を図り、社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成する。

<実施状況>

- ・ 県教委主催事業及び関係団体主催事業の参加者、各教育事務所、生涯学習センターに配布。
- ・ 普及・啓発資料のデータを県ホームページに掲載。

事 業 名	㊸群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」
担 当 所 属	生活こども部 生活こども課
決 算 額	4 5 3 千円

<事業概要>

結婚支援や子育て情報、青少年の健全育成など県が有する情報を発信する。

<実施状況>

- ・ サイト閲覧数 8 7 9, 0 1 3 件
- ・ 結婚支援や子育てに関する情報、青少年の健全な育成に関する取り組みなど、多岐にわたる情報をライフステージに寄り添った形で効果的に発信。

事 業 名	㊹「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール
担 当 所 属	生活こども部 私学・青少年課
決 算 額	2 6 3 千円

<事業概要>

毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。

<実施状況>

- ・ 絵画・ポスターの部と標語の部の募集をし、絵画・ポスターの部4 1 5 点、標語の部3, 9 3 0 点の計4, 3 4 5 点の応募があった。
- ・ 令和6年12月13日～17日まで県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。

事 業 名	㊺県内の子ども居場所・市町村の家庭教育支援事業等に関する調査
担 当 所 属	生活こども部 こども・子育て支援課、教育委員会 生涯学習課

決 算 額	0 千円
-------	------

<事業概要>

県内にある子どもが利用できる様々な居場所、各市町村教育委員会で実施している家庭教育支援に関する事業等について把握し、本県の家庭教育支援の充実を図る。

<実施状況>

- ・家庭教育支援団体数 4 2 1 団体

【団体の種類】

子ども食堂、フリースクール、家庭教育支援チーム、
子育てサークル、子育てサロン、母親クラブなど

【活動の種類】

子ども食堂、各種支援、遊び・体験活動、子どもの居場所作り、家庭と地域の交流の場づくり、親への学びの場の提供、地域社会から孤立した親への支援、家庭教育支援団体の連携促進

ぐんまの家庭教育応援条例

子どもは豊かな個性と限りない可能性を持ってこの世に生をうける。その個性と才能は愛情あふれる家庭で生まれ、磨かれていく。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもに基本的な生活習慣、自立心、礼儀、社会のルール等を身につけさせるとともに、心身の調和のとれた人格の完成を目指すためにも極めて重要である。

群馬県は、古くから養蚕、製糸、織物業等が盛んであり、これらに関連する文化財が、日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語—」として国に認定されている。群馬県では絹産業などで広く活躍する女性をたたえ「かかあ天下」と呼び、「からっ風」とともに上州の名物となっている。

このような風土の中で、群馬の子どもたちは、一生懸命に働く親や家族の姿を見ながら、親や祖父祖母を敬うこと、働くことの尊さを学び、たくましく育ってきた。

いつの時代においても、子どもを大切に育てることは、家庭の責務であるが、現代では少子化、核家族化などの家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化などに加え、経済格差による貧困問題等、家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

更に、子育てに対する不安や問題を抱え、孤立化する保護者も増加しており、その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されている。

これまで、行政、学校等において、家庭教育の支援のための取組が行われてきた。家庭の教育力向上のためには、ワークライフバランスへの配慮等も含め、更に充実した取組が求められており、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識し、責任を自覚するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が、各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図り家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、各家庭が主体的に家庭教育に取り組むための環境整備に努めるとともに、家庭教育を社会全体で応援し、地域の宝である子どもたちが、将来に希望を持ち健やかに成長することをともに喜びあえる群馬県を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援策を総合的に推進することにより、保護者が親として学び成長していくこと及び子どもが将来親になることに備え学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって群馬の子どもたちが生涯にわたって、幸福で豊かな生活を営めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、家庭において保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(基本理念)

第三条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという認識の下に、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他社会の全ての構成員が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨とする。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮して行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者をはじめ、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むとともに、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、子どもに愛情をもって接するとともに、幼少期において親子間での安定した愛着の形成が図られるよう努めるものとする。

2 保護者は、一人一人の子どもの個性を尊重し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(祖父母の世代の役割)

第七条 祖父母の世代は、子育てに関する知恵や経験を生かし、家庭教育に対する支援や協力を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第八条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民等と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、子どもたち一人一人が多様な個性や能力を発揮できるよう育むことに努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第九条 地域住民及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者等と連携し、地域の歴史、伝統、文化、スポーツ等の行事、学習支援活動等を通じて、子どもの健全な育成を図るとともに、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第十条 事業者は、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、従業員の仕事と家庭生活の両立を図られるよう必要な就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第十一条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びの学習機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第十二条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての喜びや大切さその他の将来

親になるために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図るものとする。

2 県は、親になるための学びの学習機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(人材養成等)

第十三条 県は、大学等、専門的知識を有する関係機関と連携を図り、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進するものとする。

(連携した活動の促進)

第十四条 県は、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の充実等)

第十五条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第十六条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深め、かつ、意識を高めるための啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十八条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策の実施状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。